

原良団地等駐車場管理業務委託契約書

1 当事者の表示

委託者 (甲)	所在地	鹿児島市新屋敷町 16 番 205 号		
	名 称	鹿児島県住宅供給公社		
	代表者氏名	理事長		
	連絡先	電話番号	099-226-7831	
FAX 番号		099-226-7370		
受託者 (乙)	所在地			
	名 称			
	代表者氏名			
	連絡先	電話番号		
		FAX 番号		
	業 務 担 当	部署名		
		所在地		
	連絡先	電話番号		
FAX 番号				
管理担当者名				
契約担当者名				

2 契約期間

期 間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間
-----	---

3 管理物件の表示

駐 車 場 名	所 在 地	区画数
原良団地西第 1 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-300 地内	3 5
原良団地西第 2 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-342, 343 地内	1 8
原良団地西第 3 駐車場	鹿児島市明和 2 丁目 2500-300 地内	2 5
原良団地県営住宅前駐車場	鹿児島市明和 3 丁目 1800-627	2 8
冷水団地駐車場	鹿児島市西坂元町 2340-129	6
緑ヶ丘団地駐車場	鹿児島市岡之原町 241-50	7

4 管理物件の賃貸条件等

(1) 賃貸条件

1 区画あたりの駐車場料 別表のとおり

(2) 管理物件の賃貸借契約の形態

1 年間の駐車場利用契約とする。

5 管理業務の内容

管理業務の内容は、次のとおりとする。

業 務 名	業 務 の 内 容
1 申込みに係る事務等	① 申込書受付、現地案内 ② 駐車場利用者募集の広告・宣伝
2 契約締結に係る事務	① 駐車場利用契約書の締結
3 駐車場料金の収納、督促	① 駐車場料金の収納、督促
4 苦情等の対応に係る業務	① 駐車場利用者からの苦情等の対応
5 解約の手続きに係る事務	① 駐車場解約届の受理、解約の手続き
6 保守管理業務	① 定期巡回 ② 施設の状況確認、報告
7 公社への報告業務等	① 明細書（月次報告書）の作成・報告 ② 駐車場料金の送金

(目的)

第1条 この駐車場管理業務委託契約（以下「本契約」という。）は、駐車場の管理を委託する契約について、当事者が契約の締結に際して定めるべき事項及び当事者が契約の履行に関して互いに遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

(契約の当事者)

第2条 本契約において、駐車場の管理を委託する者を甲とする。甲の所在地、名称等は、頭書1記載のとおりである。

2 本契約において、駐車場の管理を受託する者を乙とする。乙の所在地、名称等は、頭書1記載のとおりである。

3 甲又は乙は、頭書1に記載する内容に変更が生じたときは、相手方に対しその内容をすみやかに通知するものとする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書2に定めるとおりとする。

2 前項の契約期間が満了する日の3か月前までに、甲乙双方又はその一方から何

等の申出がないときは、同一条件で本契約が更新されたものとし、以後も同様とする。

(管理物件及び管理業務)

第4条 甲は、その所有する頭書3記載の管理物件につき、頭書5に記載する管理業務を乙に委託する。この場合における管理物件の賃貸条件は頭書4に記載のとおりとする。

(代理権)

第5条 甲は乙が頭書5に記載する管理業務を遂行するために必要な代理権を乙に与える。

2 甲は、乙から要請があったときは、乙に対して委任状の交付その他の委託を証明するために必要な処置をとるものとする。

(賃貸借契約の方法)

第6条 乙は、頭書4の賃貸条件に従い駐車場利用契約の締結を行う。

2 駐車場利用契約を締結するときの契約書は、甲が認定する乙所定の書式を使用することができるものとする。

(管理業務に要する費用等)

第7条 頭書5に規定する乙の管理業務に要する費用は、収納した駐車場料の〇〇パーセントとする。

2 甲は、乙の管理業務に要する費用は、頭書5の7の規定に従い乙が駐車場料の送金を行う際に、毎月、賃借人から収納する駐車場料から乙が差し引くことにより支払うものとする。

(賃貸料等の送金及び精算)

第8条 頭書5で収納した駐車場料は、次のとおり送金(送金に要する振込手数料は甲の負担とする。)するものとする。ただし、送金日が休日の場合は翌銀行営業日に送金するものとし、送金までの駐車場料には利息を付さない。

金融機関名	鹿児島銀行 県庁支店
口座の種類	普通
口座番号	0001183
口座名義人	鹿児島県住宅供給公社
送金日	毎月20日

2 乙は、前項の送金に係る内訳を明らかにするために、頭書5の7の①に規定する明細書(月次報告書)を月末までに甲に提出しなければならない。

3 賃借人が、駐車場利用契約に基づき賃借人に支払うべき駐車場料を滞納したときは、乙は頭書5の3の①の規定に基づき賃借人に督促するものとするが、賃借人か

らの支払が送金日に間に合わなかったときは、乙は翌月の送金日にまとめて甲に送金するものとする。

(管理義務)

第9条 乙は善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理し、委託業務を行うものとする。

(免責)

第10条 乙は、賃借人及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、管理物件の瑕疵によって生じた損害又は乙において予見できなかった事由によって生じた損害については、その責を負わないものとする。

2 前項に定める損害以外については、法令の規定に従い処理するものとする。

(保険加入義務)

第11条 甲は、管理物件について施設賠償責任保険に甲の負担で加入するものとし、当該保険の写しを乙に提出するものとする。

2 甲は、保険期間の更新等により保険証券が変更になったときは、速やかに新しい証券の写しを乙に提出するものとする。

3 甲は、加入している保険が適用される事故により損害が生じたときは、当該保険から支払われる保険金により損害を補填するものとする。

(訴訟事件等)

第12条 管理物件の賃借人と訴訟事件等が発生したときは、甲乙お互いに協力し解決するものとする。ただし、それに関わる費用は甲の負担とする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が、本契約に定める義務に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約の契約期間中であっても、相手方に対する書面による通知でもって、本契約を解約することができる。この場合において、本契約は、当該通知が相手方に到達してから3か月の経過をもって終了するものとする。

3 本契約が期間満了、第1項の債務不履行解除又は前項の解約などにより終了したときは、乙は、甲に対し、管理物件に関し保管していた駐車場利用契約書等関係書類等を引渡すとともに、駐車場料その他の乙が保管中の金員を精算するものとする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 本契約の履行に関し争いを生じたときは、鹿児島地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約が成立したことを証するため、本書面 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 (甲) 鹿児島市新屋敷町 16 番 205 号
鹿児島県住宅供給公社
理事長

受託者 (乙)